

「総合評価競争入札に係る標準的な落札者決定基準について」の改正について

1. 改正内容

本市では、平成19年度から総合評価競争入札制度を導入しています。

これまで、工事成績の評価方法は西宮市が発注する工事のみを対象としていましたが、今回の改正では該当工種の西宮市又は入札公告で定めるその他公共機関が交付する工事成績評価結果により評価を行えるよう「総合評価競争入札に係る落札者決定基準について」を改定します。

具体的には、施工能力評価項目の企業の能力等で「市発注工事」を削除し「工事成績の平均点」と「工事の受注実績」とし、技術者の能力も同じく「市発注工事」を削除し「工事成績の最高点」とするよう改定を行うものです。

なお、該当工種とは、入札公告の「入札参加資格」に記載されている工種とします。

※ 工事成績の平均点・工事の受注実績及び工事成績の最高点による入札参加者の評価は、入札案件によって評価対象が異なる場合がありますので、入札案件ごとの入札公告により確認してください。

なお、この改正は令和3年4月1日以降の入札公告分から適用します。

2. その他

今回の改正に伴い、「西宮市建設工事総合評価競争入札実施のための手引き」も改正されます。

3. 問い合わせ先

西宮市 財務局財務総括室 契約課管理課 電話 0798(35)3409

西宮市 財務局財務総括室 契約管理課(技術管理) 電話 0798(35)3540